

総合政策研究科 <令和4年度 第2次募集／一般 専門科目>

1

【解答例】

- (ア) 収益費用アプローチでは、収益－費用が正の場合、純利益が計上される。また、収益－費用が負の場合、純損失が計上される。
- (イ) 資産負債アプローチでは、資産および負債の増減の差額をもって利益計算が行われ、そこでの利益は包括利益として計上される。
- (ウ) 収益費用アプローチでは収益と費用の対応が重視される。対応原則については、実現した収益に対応する発生した費用の計上が求められている。そこでは個別的対応と期間的対応が存在している。個別的対応は商品売買があり、期間的対応は一期間に獲得した収益に費用を対応させて計上する方法であり引当金勘定や、経過勘定の計上が行われる。
- (エ) 資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源の放棄または引き渡す義務をいう。
- (オ) 収益費用アプローチにより計上される経過勘定には、資産負債アプローチによる資産や負債の定義を満たさないため財務諸表に計上すべきではないという批判がある。また、資産負債アプローチにより計上される固定資産の評価は、その資産の時価の増減により認識される。そこでの増減は直接利益計算につながるとされる。しかしながら、現行の制度会計では、資産負債アプローチを重視している IFRSにおいても、固定資産の期末評価は減価償却を行うことにより費用配分されており、純粋な資産負債アプローチによる利益計算ができるとはいえないという批判がある。このことは事業性資産における将来の収益の獲得の期待を主観的に予測することや、減価を正確に測ることの困難性に起因している。

【出題意図】

制度会計に則した財務報告を作成した場合、計上される勘定の根底には主流となる考え方、利益の捉え方が存在している。それら利益の捉え方は一定の考え方には則しているわけではなく、社会情勢やグローバル化の要望といった利害関係者からの要望により絶えず変化している。本問では、利益の捉え方の代表的な2つのアプローチを説明することに加え、変化を捉えるために必要な視点として批判的な論述ができるかを確認する。

2

【解答例】

リキッド消費と言われる消費傾向は、短命性、アクセスベース、脱物質的という3つの特徴がある。短命性とは、消費者が消費場面の文脈に応じて製品・サービスの価値を認識する文脈価値が重要視され、製品やブランドにおける価値の寿命が一時的であることを意味する。アクセスベースとは、カー・シェアリングのように、モノの所有権を得るのではなく一時的な使用経験に対して消費者が価値を見出すことで、所有にこだわらず、その時に応じた最適な製品やブランドにスイッチをする傾向である。脱物質的とは、デジタルコンテンツのように非物質的な財による消費体験を意味する。これらの特徴を有するリキッド消費は、特定の製品・サービスやブランドに固執しない、あるいは、それらにロイヤリティを持たない移り気で気まぐれな消費行動を意味している。この様な消費行動が顕著になってきた背景には、消費体験への注目に加えて、二次流通市場の成長が後押ししているといえる。例えば、消費者が製品を購入する際、一時的な消費体験によりベネフィットを得られた後も製品を所有し続けるのではなく、メルカリなどのC to C市場を利用して、他の消費に売却することを想定した上で製品の購入に至ることがある。このようなリキッド消費に対して、企業は、消費者による製品・サービスへの接触や、購買を容易にすることや、消費場面での価値の創造に対する支援をすることなどが必要となる。(586字)

【出題意図】

企業と顧客との関係性において、従来は交換が重要視されていたが、近年は消費が重要視されている。そのような消費傾向の一つがリキッド消費であり、若者を中心に消費者のモノやブランドへの執着が薄れている傾向があるといわれる。この問いでは、そのような消費者や市場の変化を理解しているか確認をする。

3

【解答例】

資本金の額は、会社の設立時または募集株式の発行等において株式を引き受け、当該会社の株主となる者が金銭を払い込み、または、現物財産を給付することにより増加する。また、準備金または剰余金の額を減少させ、その額を資本金に組み入れることによっても増加する。設立時株式は、たとえば発起設立の場合、発起人が1株以上を引き受けることにより、金銭または現物財産が会社に出資される。募集株式の発行等は、株主総会または取締役会の決議において募集事項を決定し、公募、第三者割当て等により株式を引き受けた者が払い込むことにより、資本金の額は増加する。反対に、資本金の一部を準備金に組み入れることや、欠損填补に充当することにより、資本金の額は減少する。準備金は、たとえば、設立または募集株式の発行等に対する出資額について、その2分の1を限度に資本金に組み入れることなく、資本準備金に計上することにより増加する。また、剰余金の配当を行う場合、資本

準備金および利益準備金の合計額が資本金の 4 分の 1 に達するまで、当該剰余金の配当により社外に流出する額の 10 分の 1 以上の額を、配当の原資に応じ、資本準備金または利益準備金として積み立てなければならない。このように、剰余金の配当を行うことによっても、準備金の額が増加する場合がある。反対に、欠損填补に充当する場合、または、準備金の額を剰余金に計上することにより、準備金の額は減少する。(599 字)

【出題意図】

会社の会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行のほか、会社法、金融商品取引法その他の法令の定めるところに従って行わなければならない（会社法 431 条、金融商品取引法 193 条参照）。したがって、大学院博士前期課程において会計学を専攻する者は、会計学に関するきわめてすぐれた専門的知識を有することに加え、企業会計を取り巻く会社法その他の法令における規制の内容、主旨についても、専門的知識を有することが求められる。これを踏まえ、本問題は、資本金および準備金に関する会社法の規制を説明させることにより、会計学を専攻する者に求められる法規制についての専門的知識を確認することを意図して出題したものである。